

新日本ホイール工業株式会社

# 環境活動レポート

対象期間：2017年4月～2018年3月



認証番号 0010236



作成年月日：2018年9月13日  
新日本ホイール工業株式会社



# 目 次

新日本ホイール工業株式会社

I	事業概要	P 1
II	環境方針	P 2
III	新日本ホイール工業株式会社 組織図	P 3
IV	環境目標とその実績	P 4～
V	環境活動計画の取組結果とその評価	P 7～
VI	環境活動計画 次年度の取組内容	P 14～
VII	環境法規則の取りまとめ	P 20～
VIII	代表者による全体の評価と見直し	P 27



# I 事業概要

## 1. 事業所名及び代表者名

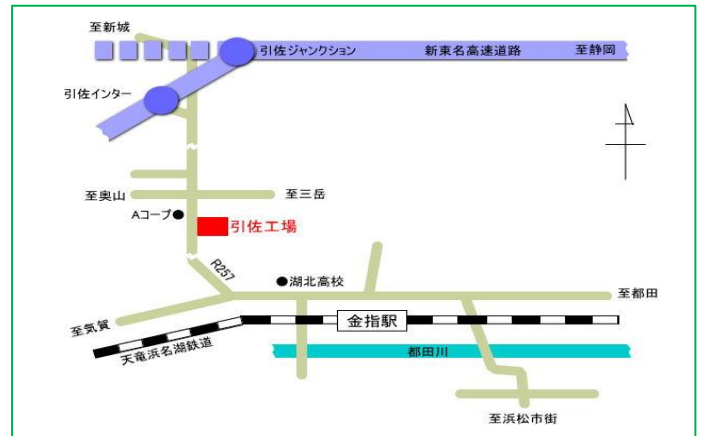
新日本ホイール工業株式会社  
代表取締役社長 菅 泰 (かん やすし)

## 2. 所在地

○本社・都田工場  
〒431-2103  
静岡県浜松市北区新都田四丁目1番2号



○引佐工場  
〒431-2212  
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2370番地



## 3. 環境管理責任者名及び連絡先

環境管理責任者 : 鈴木 学 (取締役)  
E 2 1 事務局 : 山本 浩司 (管理部)  
TEL : 053-428-4551 FAX : 053-428-4541

## 4. 事業の内容

- 農業機械・産業機械・四輪バギー用ブレーキ・クラッチの設計、開発および製造販売
- 二輪用アルミニウムホイールの塗装、加工、組立までの一貫製造

## 5. 事業規模

売上高 : 3,035百万円 (都田・引佐・7L切粉売上含む 2017年度「平成29年度」)  
従業員 : 98人 (役員・派遣社員等含む 2018年3月末現在)  
床面積 : 4,088㎡ (都田工場) 3,254㎡ (引佐工場)  
事業年度 : 4月～3月

## 6. 対象範囲

登録事業者名 : 新日本ホイール工業株式会社  
対象事業所 : 本社・都田工場、引佐工場  
対象外 : なし

## Ⅱ 環境方針

### 環 境 方 針

#### 基本理念

新日本ホイール工業(株)は、地球環境の保全が人類共通の重要課題と自覚し、環境に調和した事業活動に取り組みます。

#### 基本方針

当社は、静岡県西部に位置し、二輪車用ホイール・ハブ並びに農業機械用ブレーキ・クラッチなどを設計・開発・製造し、その製品は納入先で完成商品となり、全世界に輸出されています。このような事業活動をふまえて地球環境の保全に必要な組織と仕組みを構築し、関係する各種法規制等の遵守はもとより、目的を定めて継続的な改善に努めます。なお、本方針は一般に入手可能と致します。

#### 目的・目標：

グリーン調達・グリーン購入の推進  
環境負荷物質の使用削減  
省エネルギーの促進  
省資源化の促進  
廃棄物の削減

1. 環境保全に関する活動は技術的かつ経済的に可能な範囲で、関連する各部門において環境目的・目標を設定し、環境活動を推進します。
2. 関係する法規制およびその他要求事項を遵守し、環境汚染の防止に努めます。
3. 環境マネジメント(環境経営)システムおよび目的・目標は、変化する状況を反映して定期的に見直し、継続的改善を図ります。
4. 必要な教育訓練により、この方針の周知と環境保全意識の向上に努め、全社員参加の活動を展開します。

制定日：2001年 8月1日

改定日：2015年 7月1日

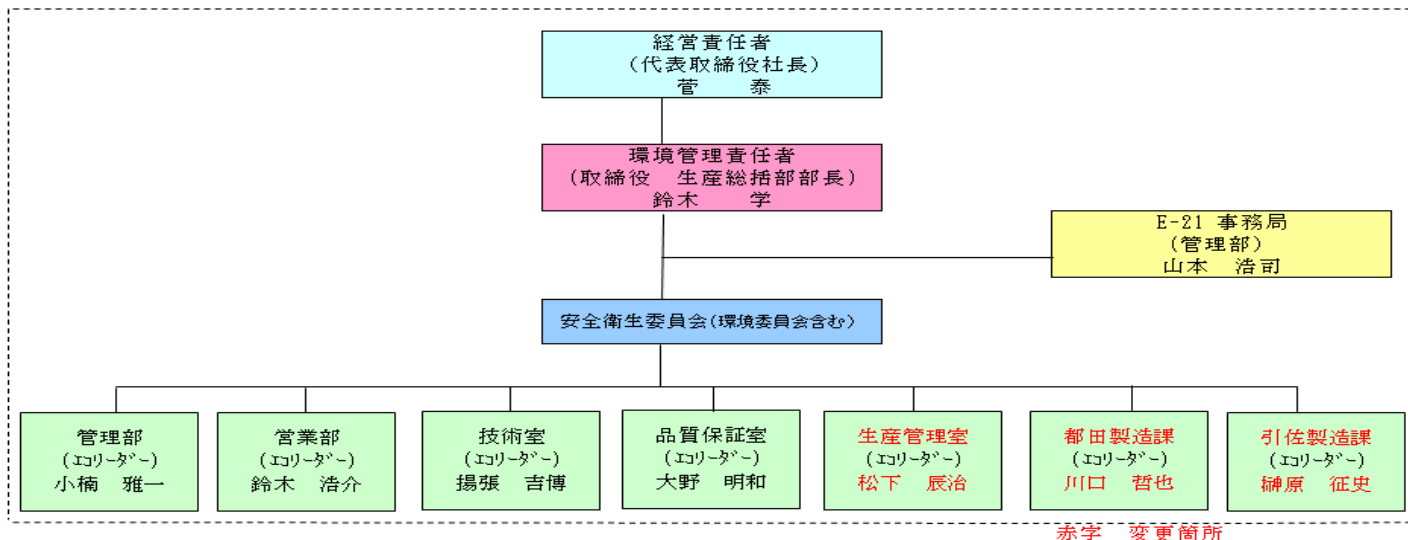
代表取締役社長 菅 泰

# Ⅲ 新日本ホール工業株式会社 組織図

作成者： 管理部 山本  
更新日： 2018年7月30日

## 新日本ホール工業株式会社 環境経営システム組織図

対象範囲：本社・都田工場、引佐工場（全社）



### 環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
経営責任者（社長）	①環境経営全般に関する統括責任 ②環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ③環境管理責任者を任命 ④代表者による全体の評価と見直しを実施 ⑤環境経営活動レポートの承認
環境管理責任者	①環境経営システムの構築、実施、管理 ②環境関連法規等の取りまとめを承認 ③環境経営目標・環境活動計画書を確認 ④環境活動の取組結果を代表者へ報告 ⑤環境経営活動レポートの確認
E-21 事務局	①環境管理責任者の補佐、安全衛生委員会の事務局 ②環境活動の実績集計 ③環境関連法規等最新版管理 ④環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ⑤環境経営活動レポートの作成、公開（事務所に備付けと地域事務局への送付）
安全衛生委員会 (環境委員会含む)	①環境活動計画の審議 ②環境活動実績の確認・評価
各部門 部門長 (エコーリーダー)	①自部門における環境経営システムの実施 ②自部門における環境方針の周知 ③自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ④自部門に該当する環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ⑤自部門に関連する改善活動計画の実施及び達成状況の報告 ⑥特定された項目の手順書作成及び運用管理 ⑦自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成 ⑧自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	①環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

#### ◇変更箇所

引佐工場もエコアクション21の対象に含めました。(2018年1月～3月迄実績集計開始)

部署名変更: 生産管理課→生産管理室

担当者変更: 生産管理室: 松下辰治、都田製造課: 川口哲也、引佐製造課: 榊原征史

# IV 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社

- ・排出量・使用量等の総量と、生産数当たりの比較から2014年度より、総量と売上当たりの比較に切り替えました。
- ・グリーン購入(材料や事務用品)目標については定性目標とします→実績を調べたところ70%を維持さらには75%を目標とします。
- ・環境に配慮した製品造りにおいては定性目標とします。

電力の購入先を中部電力→川重商事へ変更した為、購入電力二酸化炭素排出係数を実態に即して変更しました。

○引佐工場は、2018年1月～集計を開始した為、1年間実績が出る2018年度を基準年として、環境目標を作成します。

## 1. 環境目標、都田工場(中期) 2022年度迄の6年間

環境目標	※売上高は都田工場のみ 2016年度 売上金額(百万円) 1,438百万円	単位	2016年度 基準年	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
グリーン調達・グリーン購入の推進 環境負荷物質の使用削減	グリーン購入 (事務用品エコマーク等の購入率を上げる)	%	72.1%	72.5%	73.0%	73.5%	74.0%	74.5%	75.0%	
	化学物質の適性管理		購入時はグリーン購入に配慮します 新規購入品は、SDSを取り寄せ必ず環境負荷物質入っているか確認します PRTR法 都田工場は該当しません							
	環境に配慮した製品造り		製造においては環境に配慮します							
省エネルギーの促進 省資源化の促進	二酸化炭素排出量 (2022年度までに3%削減)	kg-CO2	567,238	564,402	561,566	558,730	555,893	553,057	550,221	
		売上(百万円)当たり	328.87	327.22	325.58	323.93	322.29	320.64	319.00	
		電力	kWh	1,071,386	1,066,029	1,060,672	1,055,315	1,049,958	1,044,601	1,039,244
			売上(百万円)当たり	621.15	618.05	614.94	611.84	608.73	605.63	602.52
		ガソリン	L	1,387	1,380	1,373	1,366	1,359	1,352	1,345
		軽油	L	2,775	2,762	2,748	2,734	2,720	2,706	2,692
	※ 都市ガス	Nm <sup>3</sup>	325	325	325	325	325	325	325	
	水使用量 (2022年度までに1.5%削減)	m <sup>3</sup>	1445.0	1,441.4	1,437.8	1,434.2	1,430.6	1,426.9	1,423.3	
		cc	売上(百万円)当たり	837.76	835.67	833.57	831.48	829.39	827.29	825.20
	工数削減		製造部門中心にテーマを計画し、実施します							
	製品の不良率削減		製造部門中心にテーマを計画し、実施します							
廃棄物の削減	廃棄物 (2022年度までに3%削減)	産業廃棄物	t	249.2	247.9	246.7	245.4	244.2	242.9	241.7
		kg	売上(百万円)当たり	173.25	172.38	171.52	170.65	169.79	168.92	168.05
		一般廃棄物	t	※ 14.10	14.03	13.96	13.89	13.82	13.75	13.68

購入電力二酸化炭素排出係数 中部電力→川重商事(H28年(2016年)度): 0.519kg-CO<sub>2</sub>/kWh

# IV 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社

## 2. 運用期間実績

運用期間2017年4月～2018年3月の実績は以下の通りです。

評価○・・・目標達成 △達成率90%～100%未満 ×・・・達成率90%未満

二酸化炭素排出量・電力・産業廃棄物・水使用量は、総量と売上(千円)当たりで評価しました。

環境目標	項目 ※売上高は都田工場のみ		単位	2014年度	2015年度	2016年	2017年度	2017年	評価	
	売上高2016年度	売上高2017年度		実績	実績	実績	運用期間 目標	実績		
グリーン調達・グリーン購入の推進 環境負荷物質の使用削減	グリーン購入		%	55.1%	71.7%	72.1%	72.5%	72.1%	○	
	環境に配慮した製品造り 化学物質の適性管理			製法確認	配慮	配慮	配慮	配慮	検討中	
省エネルギーの促進 省資源化の促進	二酸化炭素排出量		kg-CO2	433,587	550,798	560,810	564,402	531,292	○	
			売上(百万円)当たり	323.10	349.27	325.14	323.51	308.03	○	
	電力			kWh	845,198	1,052,183	1,071,386	1,066,029	1,002,315	○
				売上(百万円)当たり	629.82	667.21	621.15	618.05	581.11	○
	ガソリン			L	1,773	1,410	1,387	1,380	1,188	○
	軽油			L	2,085	2,688	2,775	2,762	2,885	×
	都市ガス			Nm <sup>3</sup>	355	332	325	325	361	×
	水使用量		m <sup>3</sup>	1106.0	1574.0	1445.0	1,441.4	1359.0	○	
		cc	売上(百万円)当たり	824.16	998.10	837.76	835.67	787.90	○	
工数削減				製造部門中心にテーマを計画し、実施しました						
製品の不良率削減				製造部門中心にテーマを計画し、実施しました						
廃棄物の削減	廃棄物排出量	産業廃棄物	t	248.8	249.6	249.2	247.9	244.9	○	
			kg	売上(百万円)当たり	185.36	144.68	173.25	172.385	141.98	○
		一般廃棄物	t	16.210	14.478	14.099	14.030	13.205	○	

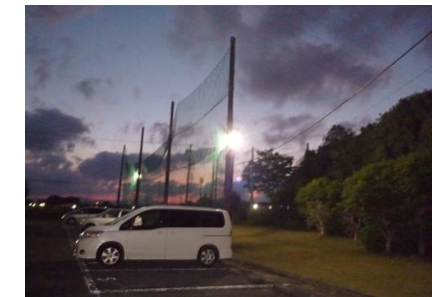
### <コメント>

2017年3月に工場内水銀灯→LEDへ更新しました。生産量増などありましたが、電力使用量は2016年度に比較して減少しました。

2017年度 外灯などの水銀灯→LEDへ更新しています。

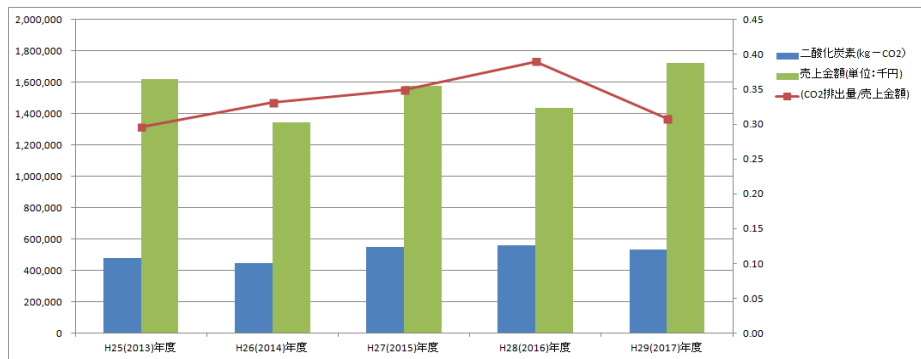
今後蛍光灯を順次LED化を進めていく予定です。

画像 左)水銀灯300Wの場合 右)LED200Wの場合 →→→  
ワット数が下がっても、ゴルフ練習場側を照らす外灯を、駐車場側両方均一に照らす器具へ変更しました。駐車場側も明るくなっています。



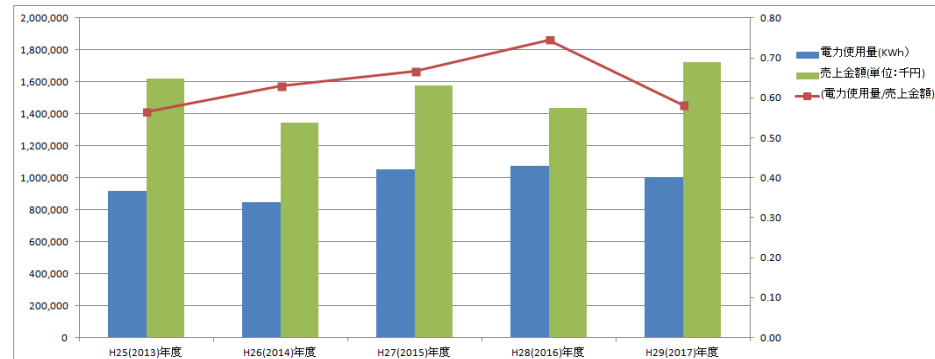
# IV 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社 温室効果ガス排出量 年度推移 実績グラフ

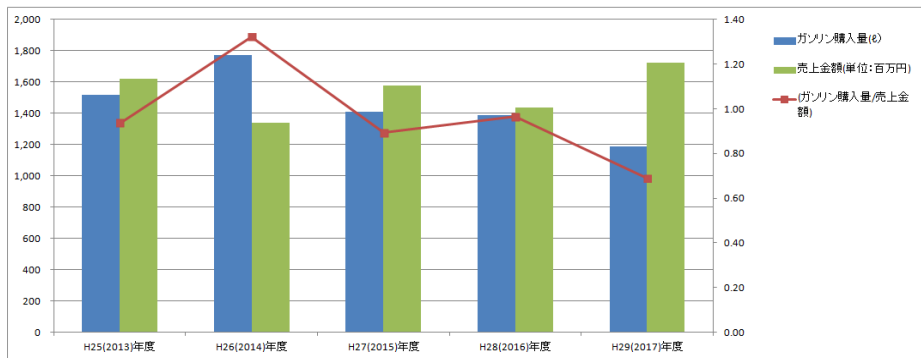


2017年3月に工場内水銀灯→LEDへ更新その結果生産増にも関わらず総電力量が下がりました。今後も蛍光灯→LED化等取り組んでいく予定です。

新日本ホイール工業株式会社 電力使用量 年度推移 実績グラフ

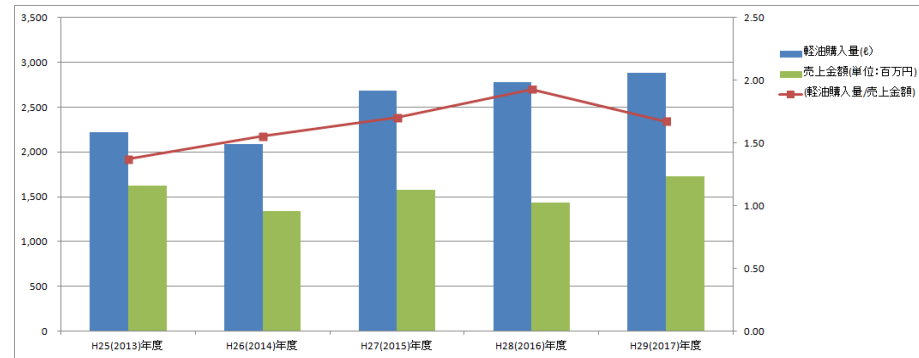


新日本ホイール工業株式会社 ガソリン購入量 年度推移 実績グラフ

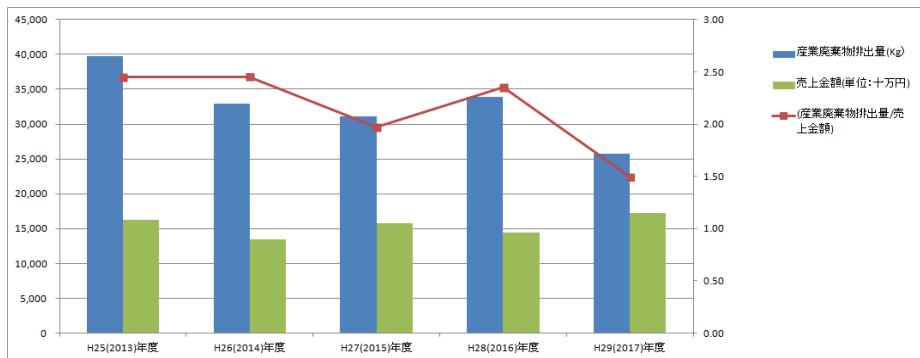


軽油増は、トラックの工場間移動が増えたり、生産増でフォークリフト使用が増えたのが要因と考えられます。

新日本ホイール工業株式会社 軽油購入量 年度推移 実績グラフ

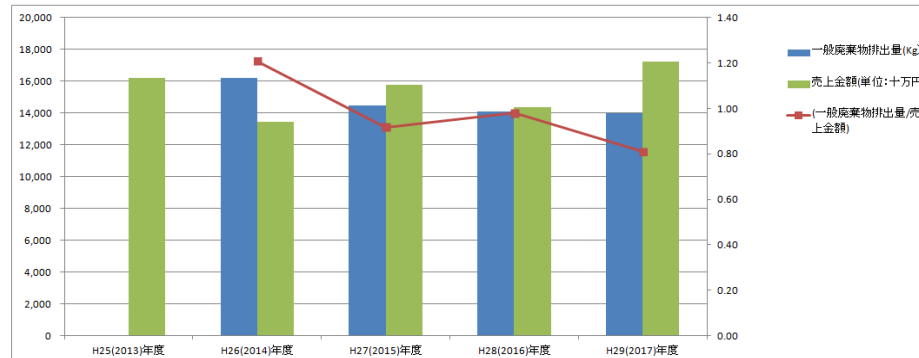


新日本ホイール工業株式会社 産業廃棄物排出量(金属屑を除く) 年度推移 実績グラフ



産業廃棄物・一般廃棄物トータルでは減少しています。廃ビニール等増えているものも多い為、今後対策を検討します。

新日本ホイール工業株式会社 一般廃棄物排出量(アルミ缶等含む) 年度推移 実績グラフ





2017(平成29)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール ( ---▶ : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>◎目的・目標</p> <p>＜グリーン調達・グリーン購入の推進＞</p> <p>＜環境負荷物質の使用削減＞</p> <p>【管理部・生産管理室】</p> <p>共用資材（消耗品・事務用品等）の購入手配に当たり環境に優しいものを使用していくよう配慮する。 (H26年度実績71.7%→70%程度を維持目標)</p> <p>【営業部】</p> <p>得意先グリーン調達の指示に迅速に、対応し、環境の負荷を考慮して調達する。</p> <p>【技術室・品質保証室・製造課】</p> <p>環境負荷物質の再調査及び使用削減 新規購入品を中心に安全データシート(SDS)を入手し、環境への影響及び危険性・有害性を確認する。 必要に応じて対策を検討する。</p>	小楠 松下	山本 但馬 柘植 佐々木	(4月～3月平均) 引佐工場全体 70.2% ※2017年度より調査 管理部・営業部77.5% (2016年度比+4.9%)											
			(4月～3月平均) 都田工場全体 76.1% (2016年度比+4.0%)											
			(4月～3月平均) 事務用品等グリーン購入率											
			購入率調査 継続実施											
<p>◎目的・目標</p> <p>＜省エネルギーの促進＞</p> <p>＜省資源化の促進＞</p> <p>＜廃棄物の削減＞</p> <p>【管理部】</p> <p>電気・ガス・水道の使用量削減について前年比0.5%削減を目標に提案・調査し、部署内で実施できることを検討する。</p> <p>一般廃棄物の量を継続計測し、前年比0.5%削減を検討する。</p>	鈴木浩	沖田	K社	K社		I社	F社	M社	I社				H社	
			原産品判定	EAR確認		環境関連アンケート	環境アンケート	環境方針	RoHS指令対応					REACH規制
			SDS取り寄せ											
			☆新規購入時には、SDS入手し、確認											
→毎日ゴミ拾い及び月2程度 継続して工場内・外 草取り等実施しています。														
<p>◎目的・目標</p> <p>＜省エネルギーの促進＞</p> <p>＜省資源化の促進＞</p> <p>＜廃棄物の削減＞</p> <p>【管理部】</p> <p>電気・ガス・水道の使用量削減について前年比0.5%削減を目標に提案・調査し、部署内で実施できることを検討する。</p> <p>一般廃棄物の量を継続計測し、前年比0.5%削減を検討する。</p>	小楠	山本	使用量調査											
			都田工場 外灯水銀灯→LEDへ 排出量調査											
			都田・引佐 複合機 買換 見積り・比較検討・導入											
			掃除機他 買換え											
			4～6月	前年比△2.8kg	7～9月	前年比△111.8kg	10～12月	前年比△0.9kg	1～3月	前年比△5.1kg				
			トータル△114.6kg			トータル△115.5kg			トータル△120.6kg					



2017(平成29)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画   ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>【品質保証室】</b>														
品質向上 (得意先不具合 0件)														
(1)前年度得意先不具合の工程分析と水平展開														
①対策書の対策内容チェック	大野	鈴木・内山	----	▶										
②工程分析による要注意工程抽出	↑	↑			▶	▶	▶							
③対策状況・水平展開の確認	↑	↑					▶							
(2)内部品質監査の実施														
①監査計画の立案	大野	鈴木			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
②事前準備	↑	↑			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
③監査の実施	↑	↑			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
④まとめ	↑	↑							▶	▶	▶	▶	▶	
⑤フォロー監査	↑	↑								▶	▶	▶	▶	
(3)重要部品の受け入れ検査実施														
①受け入れ検査の要領書作成	鈴木	三宅												
②受け入れ検査対象部品の抽出	↑	↑	▶	▶	▶									
③受け入れ検査の実施	↑	↑												
<b>【技術室】</b>														
経費削減 (期初計画の10%削減)														
①労務管理の徹底 (計画事前確認による平準化)	和田	阿部												
②部品のリユース (研究材料費削減)	阿部	寺田、岩谷												
③購入部品事前申請による精査(研究材料費)	阿部	↑												
新製法・自動化による工数削減														
①対象品目の抽出	川合	各担当	▶	▶										
②工程設計、構想打合せ	↑	↑			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
③実施	↑	↑			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
④実績フォロー集計 (現行工数対比)	↑	↑												

2017(平成29)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール ( ---▶ : 計画    ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>前年度問題部品工数削減</b>														
①問題部品の抽出(各職場)	川合	各担当			▶									
②工程設計、構想打合せ	↑	↑			▶	▶								
③実施	↑	↑			▶	▶	▶							
④実績フォロー集計(現行工数対比、抽出数)	↑	↑			▶	▶	▶	▶						
					ハタ防止									
<b>経費削減</b>														
<b>社内在庫管理による新規消耗工具費削減</b>														
①社内在庫取りまとめ	川合	野沢、齊藤			▶	▶	▶	▶						
②社内在庫管理台帳作成	↑	↑			▶	▶	▶	▶						
③運用方法作成	↑	↑			▶	▶	▶	▶						
④運用実施	↑	各担当			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
⑤実績フォロー集計(計画平均金額対比実績)	↑	↑			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	
<b>品質向上(取引先不具合撲滅)</b>														
<b>(1)取引先変化点管理徹底による取引先不具合撲滅</b>														
①得意先工程変更変更申請対象表入手	揚張	和田		▶	▶									
				1社	1社				2社					
②取引先工程変更申請による変化点管理確認	揚張	和田		▶						▶			▶	
				1社						1社				
<b>(2)前年度不具合工程確認による不具合撲滅</b>														
<b>材料不良(自給、支給)</b>														
①取引先材料不良発生履歴表作成	揚張	和田			▶	▶	▶	▶						
前年度実績														
<b>加工不良(購入完成品)</b>														
①取引先加工不良発生履歴表作成	揚張	和田			▶	▶	▶	▶						
前年度実績														
<b>(3)前年度不具合対策確認及び今年度監視</b>														
①QC工程表の要求	揚張	和田			▶	▶	▶	▶						
					1社	1社			1社					
②不良対策確認及び工程確認	揚張	和田			▶	▶	▶	▶					▶	
QC工程表を基に取引先工程確認														
③活動実施反映による実績フォロー	揚張	和田			▶	▶	▶	▶					▶	
取引先不良発生履歴表の運用														

2017(平成29)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一歩抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p><b>【製造課 加工係・組立係】</b></p> <p>①エア漏れ点検の定期的実施 1回/月 実施</p>	<p>縣係長 野末係長</p>	<p>鈴木主任 青池 鈴木</p>	<p>-----▶</p> <p>※7/18 よりコンプレッサーエア不足により1勤のみ2台稼働(1台はインバーター機)</p>											
<p><b>【製造課 加工係】</b></p> <p>段取り時間の短縮 前年度対比5%減 (ワースト4)</p> <p>①C1ライン (92分/回 ⇒ 87.4分/回)</p> <p>1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認</p> <p><b>実績 78.85(分)</b></p>	<p>縣係長</p>	<p>竹田係員</p> <p>↓</p>	<p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p>											
<p>②C2ライン (47分/回 ⇒ 44.7分/回)</p> <p>1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認</p> <p><b>実績 50.52(分)</b></p>		<p>竹田係員</p> <p>↓</p>	<p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p>											
<p>③D1ライン (53分/回 ⇒ 50.4分/回)</p> <p>1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認</p> <p><b>実績 52.63(分)</b></p>		<p>渥美係員</p> <p>↓</p>	<p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p>											
<p>④C3ライン (54分/回 ⇒ 51.3分/回)</p> <p>1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認</p> <p><b>実績 52.62(分)</b></p>		<p>鈴木主任</p> <p>↓</p>	<p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p> <p>-----▶</p>											

2017(平成29)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール ( ---▶ : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>経費削減</b> <b>②仕損費削減 前年度対比15%減</b> (1ヶ当り 9.78円/ヶ ⇒ 8.31円/ヶ) <b>◆大量不良の撲滅 (仕損費10%減)</b> 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認  <b>◆傷打痕等不注意不具合削減 (仕損費2.7%減)</b> 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認  <b>◆SHEAVE不良率削減 (仕損費3.3%減)</b> 1) 現状把握 2) 対策立案 3) 対策実施 4) 効果確認	縣係長	鈴木主任 竹田係員 ↓												
		石川係員 ↓												
		石川係員 ↓												
<b>1ヶ当り 実績 5.37円/ヶへ 達成率272.4%</b>														
<b>【製造課 組立係】</b>  <b>工数削減</b> <b>外回り工数削減</b> 工数B, C 2016年度12~2月対比5%削減  現状調査 対策立案 対策実施 効果の確認	野末係長 野末係長 野末係長 野末係長	市川 志水 市川 志水 市川 志水 市川 志水												

2017(平成29)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一歩抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 →▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>ライン能力稼働率向上</b> <b>ライン統合により対象ラインの稼働率5%UP</b>  現状調査 対策立案 対策実施 効果の確認	野末係長	青池 鈴木	ライン稼働品番及び試用設備洗い出し済み 現在G、Iラインの統合を打ち合わせ中											
<b>客先クレーム件数削減</b> <b>前年対比50%削減</b>  現状調査 対策立案 対策実施 効果の確認	野末係長	野末係長 青池 鈴木	現状調査 対策立案 対策実施 効果の確認											
<b>【生産管理課】</b>  <b>在庫削減</b> <b>前年度対比 4%削減 (3年計画1年目)</b> コスト会議在庫日数対比	鈴木英	戸田	現状把握 在庫数見直し検討 変更実施 死蔵品の引取依頼と処理											
①現状把握	鈴木英	戸田	①現状把握											
②在庫数見直し検討	鈴木英	戸田	②在庫数見直し検討											
③変更実施	鈴木英	戸田	③変更実施											
④死蔵品の引取依頼と処理	鈴木英	柘植	④死蔵品の引取依頼と処理											

# V 環境活動計画の取組結果とその評価(総評)

新日本ホイール工業株式会社

◇各部門の改善活動計画書より主なものを抜粋

評価：○実施 △再検討 ×未実施

## ①グリーン調達・グリーン購入の推進（環境に配慮した物品の推進）

### ②環境負荷物質の使用量削減

NO.	活動計画の内容	部署	評価	次年度の取組
1	事務用品のグリーン購入把握	管理部 生産管理室	○	継続実施
2	得意先グリーン調達の指示に迅速に対応し、環境の負荷を考慮して調達する	営業部 技術室	○	継続実施
3	化学物質購入の監視 ※溶剤等購入時、事前に環境負荷物質の有無を確認	品質保証室 製造課・技術室	○	継続実施
4	取引先へ使用禁止物質の使用をしないように周知させる	技術室	○	継続実施
5	一部の部品を抜粋し、構成を調べ禁止物質の使用がない事を確認する	技術室	○	継続実施

[総評] 事務用品等のグリーン購入率の調査を継続しています。2017年度から引佐工場のグリーン購入率も調査しました・購入率UPに向けて検討していきます。

今後も取引先からのグリーン調達調査があれば、迅速に対応していきます。

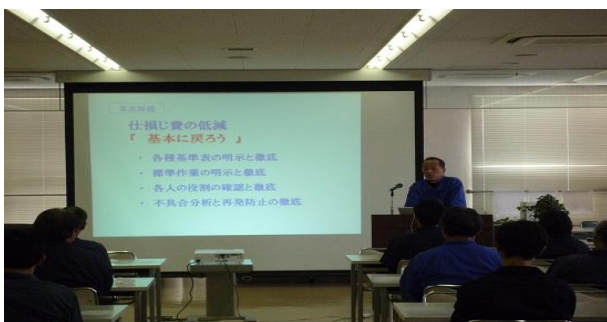
### ③省エネルギーの促進、④省資源化の促進、⑤廃棄物の削減

NO.	活動計画の内容	部署	評価	次年度の取組
1	電気使用量の削減 ・ 不用時の消灯 ・ 昼休みの消灯 ・ 空調温度の適正化…室内の温度計を見て調整する ・ 工場内水銀灯→LEDへ更新	全部門 事務所部門 製造課	○	継続実施
2	5Sの推進と徹底…役員の5S監査指摘事項改善中 業務内容の効率化…業務進捗確認と対応の徹底	製造課 技術室他	○	継続実施
3	仕損費の削減・品質向上	製造課 技術室	○	継続実施
4	工数削減	製造課 技術室	○	継続実施
5	部品のリユース ↓研究材料費削減の為実施	技術室	○	継続実施
6	一般廃棄物量の計測継続 ↓2014.1月より実施 ※引佐は、2018.1～実施	管理部 生管(引佐)	○	継続実施

[総評] 電気・ガス・水道の使用量削減は、長年継続して実施しています。2017年3月都田工場水銀灯→LED照明へ変更 2017年5月都田工場外灯LED化へ 2018年8月引佐工場水銀灯LED化予定しています。2018年度より毎月改善活動計画の進捗フォローする会議を設定し、未達を少なくするようにします。

<教育・訓練>朝昼礼・工場内朝礼等で、環境方針・工数低減について・経過報告を周知しています。安全衛生委員会で、環境関連も審議し、緊急異常事態対応訓練・避難訓練も実施しました。

朝昼礼 社長より 説明



2017.12.1 緊急異常事態対応訓練  
水漏れ・ガス漏れ時 対応訓練



2018(平成30)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一括抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 → : 実施済み)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p><b>◎目的・目標</b>                      &lt;グリーン調達・グリーン購入の推進&gt;                      &lt;環境負荷物質の使用削減&gt;                      【管理部・生産管理室】                      共用資材（消耗品・事務用品等）の                      購入手配に当たり環境に優しいもの                      を使用していくよう配慮する。                      (H26年度実績71.7%→70%程度を維持目標)</p> <p>【営業部】                      ①グリーン関連情報の共有                      a) 客先からの情報連絡・内容確認                       b) 社内展開</p> <p>【技術室・品質保証室・製造課】                      環境負荷物質の再調査及び使用削減                      新規購入品を中心に安全データシート(SDS)を入手し、                      環境への影響及び危険性・有害性を確認する。                      必要に応じて対策を検討する。</p>	小楠	山本 但馬	<b>事務用品等グリーン購入率</b>												
			松下 柘植 佐々木	購入率調査 継続実施						(4月～3月平均)					
														都田工場全体 (2017年度比+ ) %	
		鈴木	沖田・梅林	-----▶											
鈴木	沖田・梅林	-----▶													
揚張 大野 川口 榊原	各部署 担当	SDS取り寄せ -----▶ ☆新規購入時には、SDS入手し、確認													
<p><b>◎目的・目標</b>                      &lt;省エネルギーの促進&gt; &lt;省資源化の促進&gt;                      &lt;廃棄物の削減&gt;                      【管理部】                      電気・ガス・水道の使用量削減について                      前年比0.5%削減を目標に                      提案・調査し、部署内で実施できる                      ことを検討する。</p> <p>一般廃棄物の量を継続計測し、前年比                      0.5%削減を検討する。</p>	小楠	山本	使用量調査 -----▶												
			山本	排出量調査 -----▶											



2018(平成30)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール ( ---▶ : 計画    ▶ : 実施済み)																
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
<b>【品質保証室】</b> 品質向上 (客先不具合前年比半減) (1)今年度～前年度の客先不具合の 工程分析と再発防止策の実施確認																			
①対策内容チェック、まとめ	大野	鈴木・内山・三宅		---	▶														
②再発防止策の実施確認 (資料提出依頼)	↑	↑								---	▶								
③生産数と不具合数の調査まとめ	↑	↑												---	▶				
<b>【技術室】</b> 取引先変化点管理による不具合撲滅 (工程監査実施)																			
①取引先材料不良実績表の継続記入	揚張	和田													---	▶			
②昨年材料不良ワースト10対象品の不良率 低減対策 (取引先工程監査と対策打ち合わせ)	揚張	和田														---	▶		
③昨年品証より発行された不具合報告書の確認 (対象取引先工程監査と対策確認)	揚張	和田															---	▶	
④取引先工程変更申請書による変化点管理 確認	揚張	和田																---	▶

2018(平成30)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール ( ----▶ : 計画    ▶ : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>品質向上 (初期不具合撲滅)</b>														
<b>(1) 過去トラブル活用による不良対策の図面折り込み</b>														
①不具合品・問題部品の抽出	寺田	寺田、岩谷			----									
②いじわるテスト実施	↑	↑												----
③報告書作成、図面折り込み	↑	↑												----
<b>(2) 設計仕様書の作成</b>														
①摩擦材の性能確認	寺田	寺田												----
②鉄鋳物ケースの強度確認	↑	技術室												----
②鉄鋳物ケースの強度確認	↑	技術室												----
<b>(3) 工程、治具設計段階における構想打合せ</b>														
実施による初期不具合撲滅														
①工程、治具設計時打合せ実施	阿部	技術室												----
<b>(4) 段取り要領書作成</b>														
①要領書作成	川合	技術室			----									
②教育・運用フォロー (運用管理) ・段取り開始前…使用検具有無確認 ・段取り後プログラム管理	↑	↑												----

2018(平成30)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一括抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール ( ---▶ : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p><b>【都田製造課 都田加工係・組立係】</b></p> <p>1) エアー洩れ撲滅 1回/月 実施</p>	鈴木係長 野末係長	竹田主任 青池・大橋	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶	-----▶
<p><b>【都田製造課 都田加工係】</b></p> <p><b>品質向上</b></p> <p>①仕損費削減 (2016年度生産数対比20%減) (生産1本あたり 9.78円/ケ⇒7.82円/ケ)</p>	鈴木主任	(2016年仕損費実績 4,690,071円 1本あたり9.78円)												
1) 現状把握		外段以上		-----▶										
2) 対策立案 不具合の分析		↓		-----▶										
3) 対策実施 段取要領書					-----▶									
4) 効果確認		↓								-----▶				
②得意先不具合の撲滅 (CAR発行数0件、苦情 前年度対比半減)														
1) 過去不具合の再発防止														
-1、16年度17年度対策書の見直し 作業要領書作成して教育する														-----▶
-2、要領書又は、手順書の作成 (作成順序として、2018年から遡る)					-----▶									
② 油漏れ撲滅 -1) 1回/月 巡回パトロールチェック実施		渥美係員 大平係員												-----▶

2018(平成30)年度 改善活動計画書(各部署より環境関係を一部抜粋)

新日本ホイール工業株式会社

活動実施項目	推進者	担当者	スケジュール (----▶ : 計画 → : 実施済み)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>【都田製造課 都田組立係】</b>														
客先クレーム件数削減 前年対比50%削減														
現状調査	野末係長	野末係長	-----▶											
対策立案	野末係長	青池 久米		-----▶										
対策実施	野末係長	青池 久米			-----▶									
効果の確認	野末係長	青池 久米				-----▶								
②不良発生時のロス金額の見える化 グラフ掲示	野末係長	市川	-----▶										-----▶	
<b>【引佐製造課 引佐加工係】</b>														
品質向上 仕損費削減2016年度対比△7% (2017年度対比△33%) ① 2017年度ワ-スト3 不具合の削減 2017年度実績 セツミス(ヒッチ不良含む) 1,372,744円 19.0% BG大 1,202,980円 16.7% 傷打痕 1,012,089円 14.0% 段取不良 764,679円 10.6%			2016年度 ¥5,172,133 ¥17.35/本 目標¥16.13/本											
現状把握	高橋主任	外段以上		-----▶										
実施						-----▶								
効果の確認							-----▶						-----▶	



# Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その1

## 1. 環境関連法規の遵守状況

新日本ホール工業株式会社 都田工場・引佐工場

チェック者: 管理部 山本

確認日2018年9月11日

遵守状況を確認した結果、下記の通り違反はありませんでした。

今年度より、引佐工場に係る法規を追加しました。公害防止管理者を1人増やし、代理人を立てられるようにします。

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する工場設備・項目	担当部署	改定チェック	順守判定
環境基本法	第8条、静岡県環境基本条例第6条、浜松市環境基本条例第6条	事業者の責務(公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる)	都田・引佐事業活動全般	管理部	○	○
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推法)	第5条	事業者の責務(国・地方公共団体が実施する施策に協力する)	都田・引佐事業活動全般	管理部	○	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)平成27年4月1日施行	第16条	第一種特定製品の損傷等防止する為、維持保全・簡易点検・定期点検を実施	都田・引佐業務用エアコン冷水機等	都田工場・引佐工場	○	○
	第41条、74条	引渡義務(業務用エアコン等を廃棄を行う場合は、第一種フロン類回収業者に引き渡す)必要な費用を負担	都田・引佐業務用エアコン冷水機等	都田工場・引佐工場	○	○
	第45条	フロン類の回収が終了したら、引取証明書の交付を確認し、回収依頼書又は委託確認書の写しを3年間保存する必要	都田・引佐業務用エアコン冷水機等	生産管理室	○	○
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	第7条、施行令第2条	特定事業者の指定(事業者単位で1年度間のエネルギー使用量(原油換算量)が合計して1,500kℓ以上であれば国に届け出する)	事業活動全般(事業者単位で計算)	管理部	○	対象外
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第10条	職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育を行うよう努める	都田・引佐事業活動全般	管理部	○	○
工場立地法	第6条、施行令第1条、2条	製造業等で、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上であるもの「特定工場」を新設する場合は市長へ届け出なければならない	工場新設時	管理部	○	○
テクノリス・都田工場地区都市景観形成地区基準浜松市告示第276号	第6条5、テクノリス・都田工場地区都市景観形成地区基準浜松市告示第276号	5 緑化の推進に関する事項(緑地境界線(のり面除く)から3m以上の幅の緑地帯を設ける 緑地面積の敷地面積に対する割合は、100分の25以上とする	都田工場	管理部	○	○
浜松市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例	第4条(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)	工場専用地域等(2号区域)は、緑地面積率100分の5以上 環境施設面積率100分の10以上とする(平成28年4月～) ※それ以前は、緑地面積率100分の20以上、環境施設面積率100分の25以上	引佐工場	管理部	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第3条	事業者等の責務(環境への負荷の継続的な低減に努めなければならない)	事業活動全般	管理部	○	○
	第27条、57条、第84条	届出者の住所、氏名(名称、代表者)及び工場・事業場の名称等変更した場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出なければならない	事業活動全般	管理部	○	○
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	第4条	事業者の責務(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努め、国等の大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない)	都田社用車4台 引佐社用車1台	管理部・生産管理室	○	○

# Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その2

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署	改定チェック	順守判定
大気汚染防止法	第18条、第25条、31条 (政令市への委譲)	一般粉じん発生施設を設置しようとする者は浜松市へ届け出る	都田 乾式研磨機 1台	都田製造課	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第25条、施行規則別表第3 9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機で、原動機の定格出力が3.75kW以上である場合は該当する		都田製造課	○	○
大気汚染防止法 静岡県生活環境の保全等に関する条例	施行例別表第1(法第2条関係)	小型ボイラー…伝熱面積10㎡以上 燃焼能力500/時(重油換算)以上 乾燥炉…燃焼能力500/時(重油換算)以上 火格子面積1㎡以上 変圧器 定格容量200kVA以上	・小型ボイラー…伝熱面積9.30㎡燃焼能力38.1 ・乾燥炉燃焼能力31.7である為、対象外	引佐製造課	○	○
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	第2条	粉じんを発生する施設を設置するに当たっては、飛散防止のための適正な措置を講ずる	引佐 集塵機 1台	引佐製造課	○	○
悪臭防止法	第7条	基準内に事業所を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	都田 ・ 引佐	引佐都田製造課	○	○
悪臭防止法に基づく浜松市告示第465号	2 規制基準	工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域(第4地域) 臭気指数1.7	特定悪臭物質は使用無し(都田工場)	都田製造課	○	○
悪臭防止法に基づく浜松市告示第465号	2 規制基準	工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の区域(第3地域) 臭気指数1.5 法令上定期的な測定義務無いが、自主的な取り組みが求められている	引佐工場 特定悪臭物質 ・トルエン…30ppm以下 ・キシレン…2ppm以下 ・メチルイソブチルケトン…3ppm以下 管理濃度 ・トルエン…20ppm以下 ・キシレン…50ppm以下 ・メチルイソブチルケトン…20ppm以下	引佐製造課	○	○
労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則	第65条 第28条	屋内作業場について6ヶ月以内ごとに1回有機溶剤等の濃度を測定		引佐製造課	○	○
騒音規制法	第5条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第52条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	届出数 都田工場 液圧プレス8 旋盤35 ボール盤4 切断機1 研磨機1 コンプレッサー2 エアコン6	引佐都田製造課	○	○
	第6条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第53条、施行規則別表第8	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前迄に浜松市に届け出なければならない 1. 金属加工機械(4)液圧プレス(11)旋盤(12)ボール盤(15)切断機(16)研磨機が該当 2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの)が該当 13. 集じん施設が該当	引佐工場 コンプレッサー3 送風機3 液圧プレス3 旋盤15 ボール盤3 集塵機1	引佐都田製造課	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第55条	数等の変更届 以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、騒音の防止方法を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出る		引佐都田製造課	○	○
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	浜松市告示第334号	事業所敷地境界線における騒音レベルは、次の基準値以下とする 第4種区域工業地域(第1種区域と接する) 昼 70(65)デシベル以下 朝・夕 65(60)デシベル以下 夜 60(55)デシベル以下	都田工場 ・ 引佐工場	引佐都田製造課	○	○

## Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その3

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
浜松市との公害防止協定に基づく細目協定書	浜松市告示第355号	事業所敷地境界線における振動レベルは、次の基準値以下とする 第2種区域の2…工業地域 昼間 70デシベル以下 夜間 65デシベル以下	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
振動規制法	第5条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第79条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準を順守しなければならない	届出数 都田工場 液圧プレス8 コンプレッサ-2  引佐工場 液圧プレス3 コンプレッサ-3	引佐都田製造課	○	○
	第6条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第80条、施行規則別表第14	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前迄に浜松市に届け出なければならない 1. 金属加工機械(1)液圧プレス 2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5KW以上のもの)が該当		引佐都田製造課	○	○
静岡県生活環境の保全等に関する条例	第82条	数等の変更届以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、振動の防止方法を変更する場合は、変更のあった日から30日以内に浜松市長へ届け出る	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	第3条、施行令第6条	常時使用する従業員が2人以上の特定工場は公害防止統括者を選任する	都田・引佐 事業活動全般	管理部	○	○
	第4条、第6条	公害防止管理者の選任、代理人の専任しなければならない。	引佐工場 排水処理	引佐製造課	○	準備中
水質汚濁防止法	第5条	特定施設の設置の届出(引佐工場 塗装酸又はアルカリによる表面処理施設)	引佐工場 塗装	引佐製造課	○	○
	第14条の二3、第28条(政令市への委譲)	貯油事業場等の設置者は、事故で油を含む水が公共用水域に排出された場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を浜松市に届け出なければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
	第14条の4	事業者の責務(汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない)	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
下水道法	第12条、浜松市上下水道条例第11条の2	下水による障害を除去するために必要な施設を設け、必要な措置をしなければならない旨を定めることができる	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
	第12条二1、施行令第1条 別表第一	特定事業場からの水質が、公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
浜松市上下水道条例、特定施設の設置者等に係る水質測定義務に関する要綱	第11条の5、	除害施設の設置者は、下水の水質を測定し、結果を記録しておかなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○



## Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その4

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署 責任者	改定 チェック	順守 判定
浜松市川や湖を守る 条例、施行規則	第6条	事業者は、水環境等の保全を図るために必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田 製造課	○	○
	第18条、19条、施行規則第4条	事業場排水の測定(対象外)、排出水による著しい汚濁が生じている場合、処理の方法の改善他必要な措置を講じる	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田 製造課	○	○
浜松市音・かおり・ 光環境創造条例(浜 松市条例第31号)	第4条	事業者は、感覚公害の発生状況の把握及び近隣の住民との良好な関係の構築に努めるとともに、必要に応じて措置を講じなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田 製造課	○	○
	第8条2、9条2	事業者は、自らの事業活動に伴って発生する騒音・悪臭により近隣の生活環境を損なってはならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田 製造課	○	○
	第12条	営業時間外に、照明器具等を使用する場合には、支障のない範囲において、照明器具の減灯又は消灯に努めなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田 製造課	○	○
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律 (PRTR法)	第5条、施行令4条	第1種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質は年間取扱量0.5t以上)排出量・移動量の届け出が必要	都田工場 該当しない 引佐工場 該当する	引佐都田 製造課	○	○
毒物及び劇物取締法	第22条第5	専ら自身の業務上の目的のために毒物又は劇物を使用している場合には、登録は必要ないが、準用する規定を守り、毒物又は劇物の適正な保管管理等を行う必要がある。 白地に赤の「医薬品外劇物」の表示 安全管理体制の構築	都田工場 該当しない 引佐工場 塩酸・硝酸な ど	引佐都田 製造課	○	○
ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別 措置法(PCB処理 法)	第3条	事業者の責務(自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない)	都田工場 該当しない	引佐都田 製造課	○	○
	第8条、第19条(政令市への委譲)	事業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより保管及び処分の状況に関し浜松市に届け出なければならない	引佐工場 安定器3台 (現在使用中)	管理部 山本	○	○
	報告規則様式第13の2他	新たにPCB含有が判明した場合は遅滞もなく管轄する産業保安監督部長へ届出する(低濃度PCB廃棄物の処分は、2027年3月31日まで)		引佐都田 製造課	○	○
安全衛生法	第55条、施行令第16条	石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、または使用してはならない	クラッチ又はブレーキの石綿を含有する研磨材	引佐都田 製造課	○	○

## Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その5

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署	改定チェック	順守判定
消防法	第8条、施行令第1条2、令別表第1	防火管理者の選任、消防計画の作成、訓練の実施、点検及び整備を行わせなければならない	都田工場 甲種防火対象物 ・ 引佐工場 50人未満の為 自主管理	管理部	○	○
	第9条の4第1項	指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、取り扱う場所の位置、構造等は、市町村条例で定める	都田工場 少量危険物取扱所	都田製造課	○	○
	第十条の3	製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
	第13条	製造所、貯蔵所又は取扱所においては危険物保安監督者を定める	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
消防法	第17条	消防用設備等について、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
	第17条の3	消防用設備等を定期的に消防設備士に点検させ消防署長に報告しなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
浜松市火災予防条例	第30条	(1)みだりに火気を使用しない (2)整理・清掃、不要な物件を置かない (3)危険物が漏れ、あふれ飛散しないように措置を講ずる (4)容器は危険物の性質に適応し、破損、腐食、裂け目等がないものであること (5)容器をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を与え、又は引きずる等粗暴な行為を行わない (6)地震等により、容易に容器が転落・転倒し、他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずる	都田工場 少量危険物取扱所	都田製造課	○	○
	第31条の2第2項(1)	危険物の類、品名及び最大数量を表示した標識並びに防火に関し必要な事項を表示した掲示板を見やすい箇所に表示する	都田工場 少量危険物取扱所	都田製造課	○	○
	第31条の3第2項	(1)壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られること (2)窓・出入口は防火戸を設ける (3)液状の危険物を貯蔵する床は、浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、ためますを設ける	都田工場 少量危険物取扱所	都田製造課	○	○
浜松市火災予防条例	第46条	あらかじめ、少量危険物を取り扱う場合は少量危険物貯蔵（取扱い）届出書を消防署長に届け出なければならない	都田工場 少量危険物取扱所	都田製造課	○	○

# Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その6

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署	改定チェック	順守判定
資源の有効な利用の促進に関する法律(新リサイクル法)	第4条	事業者は、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部分を利用するよう努めなければならない	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務(事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等になることを抑制するために必要な措置を講ずる	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
	第11条2	製品の耐久性の向上及び廃棄物等となることの抑制するための必要な措置を講ずるとともに循環的な利用が行われることを促進する	引佐工場 ・ 都田工場	引佐都田製造課	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正廃棄物処理法)	第3条	事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第6条の2第6項	事業者は、一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者へ委託しなければならない	都田・引佐 一般廃棄物 (紙、生ごみなど)	管理部 山本	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正廃棄物処理法)	第12条の1第5項	事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者へ委託しなければならない	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
	第12条の2、施行規則第8条1	産業廃棄物保管基準(周囲に囲いがあり見やすい箇所に保管の場所の表示、保管する産業廃棄物の種類、保管場所の管理者氏名、又は名称及び連絡先を縦横60cm以上の看板で掲示する)	廃棄物置場	生産管理室	○	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(改正廃棄物処理法)	第12条の3第1項2項6項、施行規則第8条20	産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない A. 管理票の写し・委託契約書は5年間保管 B. 特別管理産業廃棄物は60日、通常の産業廃棄物は90日以内に運搬あるいは処分業者から管理票の写しを入手 C. 180日以内に中間処分業者から最終処分終了の管理票の写しを入手 D. B及びCにて入手出来ない場合は30日以内に浜松市長に報告書を提出	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	生産管理室	○	○
	第12条の3第4項、施行規則第8条27	産業廃棄物を排出する事業者は、事業所ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、報告書を作成し、浜松市長に提出する	産業廃棄物 (金属類・廃プラスチック類・廃ガラス・廃油・木屑・廃ウエス他)	生産管理室	○	○
	第16条、16条2	不法投棄の禁止、焼却の禁止	一般廃棄物・ 産業廃棄物	引佐都田製造課	○	○

# Ⅶ 環境法規制の取りまとめ その7

法規制等の名称	該当する条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	担当部署	改定チェック	順守判定
浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務(従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない)	事業活動全般	管理部 山本	○	○
	第8条	直前5年間の産業廃棄物の平均発生量年間10t以上(特管0.5t以上)の事業場は産業廃棄物管理責任者を置く、変更は30日以内に市長へ報告する	産業廃棄物(金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
	第10条	産業廃棄物を運搬・委託しようとするときは、契約締結直前の3ヵ月以内に実施し、毎年1回以上実地確認する ※委託先が優良認定事業者であるときには、実地確認は免除	産業廃棄物(金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
	第11条	不適正な処理が行われ、行われるおそれがあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を市長に報告する	産業廃棄物(金属類・廃プラスチック・廃油・木屑・廃ウエス他)	管理部 山本	○	○
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第8条第1項、施行規則第4条	県外産業廃棄物を処分するため、愛知県内に搬入しようとする事業所は、種類、数量等豊橋市長に最初の搬入をしようとする30日前迄に届け出る	引佐工場 産業廃棄物(ブレイキニング粉 前処理脱水汚泥)	管理部 山本	○	○
愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第8条第1項、施行規則第8条	条例第8条第1項の規定による届出をした者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の県外産業廃棄物の搬入の状況を豊橋市長に報告しなければならない	引佐工場 産業廃棄物(ブレイキニング粉 前処理脱水汚泥)	管理部 山本	○	○
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条の2第6項、施行令第1条	特定家庭用機器(テレビ・家庭用冷蔵庫・洗濯機等)をなるべく長期間使用し、廃却時は、適正廃棄(料金支払)する	都田 テレビ2台冷蔵庫2台 洗濯機2台乾燥機1台 引佐 テレビ2台冷蔵庫3台 洗濯機1台	管理部 生産管理室	○	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車をなるべく長期間使用し、購入に当たって再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択するように努める	都田 社用車4台 引佐 社用車1台	管理部 生産管理室	○	○
	第73条	使用済自動車のリサイクルに要する費用を負担しなければならない	都田 社用車4台 引佐 社用車1台	管理部 生産管理室	○	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン調達法)	第5条	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品を選択するよう努めるとする	文房具・資材等	管理部 生産管理室 資材課	○	○

## 2. 違反、訴訟の有無

関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

## VIII 代表者による全体の評価と見直し

社 長	環境管理責任者	E-21 事務局
		

作成 2018年 9月 13日

項 目		確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
1・見直し 関連情報	1 エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> グラフ等使用し、実績等見やすい書類へ随時変更していきます。
	2 環境目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 引佐工場分2018年度集計し、工場別目標・会社目標を作成し、取り組んでいきます。
	3 環境活動計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙計画書参照。取り組み実施の月次フォローを行い、未実施がないようにしていきます。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。
	8 その他( )	<input type="checkbox"/>

2017年度は概ね環境目標を達成することができました。これは2017年3月に水銀灯をLEDに更新したことが大きく貢献した。

更なる省エネルギーの促進のため、設備稼働率の向上と仕損じ費の低減に取り組んでいきたい。

2018年 9月 13日 新日本ホイール工業株式会社

代表取締役 菅 泰

見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
1 環境方針	有・ <del>無</del>	
2 環境目標	<del>有</del> ・無	引佐工場1年分を集計し、会社目標を立てて全社で取り組んでいくこと。
3 環境活動計画(改善活動計画)	<del>有</del> ・無	各部署で計画倒れにならないように、フォローする場を設定すること。
4 環境に関する組織	有・ <del>無</del>	
5 その他のシステム要素	有・ <del>無</del>	
6 その他(外部への対応)	有・ <del>無</del>	